

京都市告示第128号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和8年5月15日

京都市長 松井 孝治

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
公益社団法人京都勤 労者学園に対する寄 附金	京都市中京区壬生仙念 町30番地の2 京都 労働者総合会館3階	当該法人の主た る目的である業 務	令和8年1月1日以後

(行財政局税務部税制課)